

最終更新日：2010年3月30日

## ゼビオ株式会社

代表取締役社長 諸橋友良  
問合せ先：常務執行役員 中村和彦  
証券コード：8281  
<http://www.xebio.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、企業の経営環境が大きく変化し、従来型の経営手法ではグローバル化した環境変化には対応できない中で継続的に企業価値を高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが重要な経営課題であり、また、企業活動を牽制する仕組みであると認識しております。

このような中で、当社は社長、取締役、監査役を中心とする相互監視並びに社外取締役、社外監査役の選任によって、経営の透明性、法令順守、説明責任を確保しております。

また、経営の中立性・客観性の確保及び一般株主の保護の強化を目的とし、社外役員の中より一名を独立役員として選任しております。これらにより当社は経営組織の改革に対して継続的に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を進めて参ります。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

#### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

当社は、監査役会設置会社であります。

2009年12月31日現在、取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役2名)、執行役員14名(うち常務執行役員4名、執行役員10名)の経営体制をとっております。

経営の管理・監督と業務執行の明確な分離及び迅速な意思決定と責任の明確化を推し進めるべく、取締役員数の削減及び執行役員の増員を継続的に進めてきておりますが、事業規模の拡大に合わせ従来以上に経営効率を重視した運営が求められていることから、2008年度より、「グループ経営におけるシナジー効果の最大化」を常務執行役員のミッションとして明確化し、業務執行側への権限委譲を更に推し進め、現場起点での能動的な業務執行を通じた効果創出を行っていく体制を整えております。また、取締役の任期につきましては、2年から1年に短縮することで、経営責任をより明確にしております。

経営の基本方針に関する重要事項を検討する機関といたしましては、取締役及び執行役員が構成メンバーになっている「経営会議」を週1回開催しております。

また、取締役会に付議する重要案件を精査・検討する機関として社外取締役2名を加え、透明性と客観性を担保した「投資検討会」「人事・報酬検討会」「資産管理検討会」を設置しております。

内部監査は、内部監査室を設置し室長以下7名のスタッフが定期的に店舗監査を実施し、監査役とともにリスク管理とコンプライアンスの徹底・指導強化に努めております。また、2009年度より内部監査室内に内部統制推進チームを新設し、2008年度に構築した財務報告に係る内部統制のさらなる強化を継続的に行い、財務報告の有効性・信頼性確保と、業務の効率化を実現する体制を整備しております。

監査役会は、社外監査役2名(財務、税務の専門家)と2名の常勤監査役が、それぞれの立場から取締役を監視・監査しております。また、内部監査室と毎月報告会を開催し、相互連携を図っております。

会計監査は、監査法人トーマツが会計監査業務を担っております。

内部監査室、監査役及び会計監査人は、それぞれの間で定期的な連絡会を開催して報告を受けるなど連携を密にし、監査の有効性と効率性の向上に努めております。

(2) リスク管理体制の整備状況

リスク管理体制は、財務面については会計監査人や社外監査役等において定期的に監査が行なわれ、法務面については社外弁護士から適宜助言・指導をいただいております。

また、コンプライアンスについても、役員・全従業員による法令・社内ルール・倫理規範の遵守徹底を図るための社内体制整備に注力しております。

(3) 当社のコーポレート・ガバナンスの取り組み

2001年5月 執行役員制度を導入

2002年6月 取締役を12名から8名に削減

2003年7月 内部監査室を設置し、内部監査機能を充実・強化

2003年4月 経営トップ会議からより充実させた経営会議へ変更

2003年6月 取締役を8名から6名に削減

2003年7月 執行役員を12名から9名に削減

取締役会の補完機関として「人事・報酬検討会」「資産管理検討会」「投資検討会」を設置

2004年6月 取締役の任期を2年から1年に短縮

2005年6月 取締役の定員を15名以内から8名以内に変更し、社外取締役を1名選任

2006年6月 社外取締役を2名選任

2007年6月 取締役を7名から5名に削減

執行役員を15名に増員(うち常務執行役員4名、執行役員11名)

業務執行のスピード化と強化を図り、より機動的な組織体制へ

2008年6月 執行役員を16名に増員

(うち常務執行役員5名、執行役員11名)

2009年4月 内部監査室内に内部統制推進チームを新設

2010年3月 独立役員の選任

2. 資本構成

外国人株式所有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
---------	----------	-------

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
有限会社サンビック	8,252,605	17.22
財団法人諸橋近代美術館	4,500,000	9.39
有限会社ティー・ティー・シー	4,121,466	8.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,044,350	6.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,012,200	6.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 9)	1,944,400	4.05
諸 橋 輝 子	1,392,364	2.90
諸 橋 友 良	1,172,750	2.44
諸 橋 寛 子	900,897	1.88
野村信託銀行株式会社(投信口)	782,700	1.63

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
(連結) 従業員数	1000人以上
(連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
谷代 正毅	他の会社の出身者				○				○	
石綿 学	弁護士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
谷代 正毅	—	銀行での職務経験、海外勤務経験が豊富で、幅広い識見を持っているため、社外取締役として独立性を保ちながら、当社の重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすものと考えております。
石綿 学	—	弁護士の資格を有しており、企業法務に関する幅広い

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
		識見を持っているため、社外取締役として独立性を保ちながら、当社の重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすものと考えております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

谷代正毅氏は2008年4月から2009年3月に開催された取締役会に28回出席(出席率96.6%)、同様に石綿学氏は18回に出席(出席率90.0%)し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持しているかを検証すると同時に、決算期毎に会計監査人と会合をもち、会計監査人が把握した監査重点項目等について意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、内部統制システムに係る状況とその監査結果について、定例的に内部監査室から説明を受け、監査重点項目等について随時意見交換を行っております。また、必要に応じて、内部監査室に対して調査を要請する等の方策を通じ連携を強化しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小谷野 幹雄	公認会計士				○				○	
佐々木 庸雄	税理士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他

g	これに準ずる者である
h	当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
i	本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
小谷野 幹雄	—	公認会計士として財務、会計などの企業実務に関する十分な識見があり、監査の一層の充実、独立性を高めるには適任者であると考えております。
佐々木 庸雄	—	税理士として財務、会計などの企業実務に関する十分な識見があり、監査の一層の充実、独立性を高めるには適任者であると考えております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

小谷野幹雄氏は2008年4月から2009年3月に開催された取締役会24回に出席(出席率82.8%)し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり発言を行っております。

小谷野幹雄氏は2008年4月から2009年3月に開催された監査役会15回に出席(出席率93.8%)し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、2005年6月の株主総会で承認され、当社および子会社の取締役、執行役員、従業員に2005年8月に割り当てられたものであり、新株予約権の行使期間は2007年7月1日から2010年6月30日までのものです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員
-----------------	-----------------------------------

該当項目に関する補足説明

付与対象者は、当社および子会社の取締役、執行役員、従業員の合計218名であります。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
------	---------------------

開示状況

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

(2009年3月期)当社の取締役及び監査役に支払った報酬は、取締役7名に対し73百万円(うち社外取締役 2名 11百万円)、監査役4名に対し23百万円(うち社外監査役 2名 6百万円)であります。この報酬金額には使用人兼務取締役に対する使用人分給与3百万円は含まれておりません。

**【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】**

取締役会の招集については、経営企画室が事前の資料配布及び説明を行います。取締役会の出席だけではなく、随時、経営会議または営業会議等への出席または議事録の閲覧ができるようにするなど、第三者的立場から厳正・公正な監視機能が働くようサポートしております。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項**

業務の執行については、毎週1回行われる経営会議(電磁的開催を含む)を中心に重要な業務の意思決定が行われており、その上で取締役会決議事項については毎月1回行われる定例の取締役会へ付議することとしております。また、取締役会に付議する重要事項を精査、検討する機関として、随時開催される「人事・報酬検討会」「資産管理検討会」「投資検討会」を設置しております。

会計監査の状況としては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名

指定社員・業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯 有限責任監査法人トーマツ

指定社員・業務執行社員 公認会計士 鈴木 努 有限責任監査法人トーマツ

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 6名

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定められた発送期限より、おおむね1週間前に発送することとしております。

#### 2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	証券会社、新聞社主催の個人投資家向け説明会に参加しております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	中間、期末の決算発表後、決算説明会を開催しております（代表者参加）。また、各四半期決算発表後随時 IR 担当者が、訪問・電話等による説明を行っております。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	あり	証券会社主催の海外投資家向け説明会に参加しております。
IR資料のホームページ掲載	あり	ホームページ（ <a href="http://www.xebio.co.jp/">http://www.xebio.co.jp/</a> ）内にIRサイトを設置しております。
IRに関する部署（担当者）の設置	—	コーポレート室がIRを担当しております。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	効果的で一貫性のある情報開示を組織的に展開するための活動方針及びその仕組みについて、ディスクロージャー規程として定め、2007年9月より施行しております。全従業員への意識の浸透を通じ、積極的且つ効果的な情報開示や説明責任を果たしていくことで、ステークホルダーの皆様との信頼関係を構築し、市場評価にもとづく適正な株価の形成、および企業価値の向上につなげてまいります。
環境保全活動、 C S R 活動等の実 施	スポーツイベントの主催や産学連携市民講座の開催、地球温暖化防止に向けた店舗内省エネ活動の促進等のC S R活動を行っております。
ステークホルダー に対する情報提供 に 係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様から正しい理解と信頼を得るため、正確な企業情報を適時かつ速やかにお伝えすることを基本方針としており、その詳細を当社ホームページ上にて開示しております。【当社情報開示方針について】 <a href="http://www1.xebio.co.jp/ir/disclosure/index.html">http://www1.xebio.co.jp/ir/disclosure/index.html</a>
その他	制度的開示資料である決算短信、決算公告、有価証券報告書の他に、決算説明資料、事業報告書、プレスリリース及び月次売上高情報のインターネット上のウェブサイトにて開示を行い、正確かつ公平にステークホルダーの皆様へ伝達されるよう配慮しております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保する為の体制（以下「内部統制」という）を整備・運用しております。

#### (1)取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職者が法定・定款および当社の社是を遵守した行動をとるため、「ゼビオグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定しております。また、その徹底を図るため、代表取締役は管理担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命して、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する部署を設けると共に、役職者をはじめとした全従業員への周知徹底を図っております。

監査役及び内部監査室は、関連部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動を定期的に取り締役会および監査役会に報告しております。

また、法令もしくは定款上疑義のある行為等について使用人が告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報に関する規程」を制定するとともに、相談窓口（コールセンター）を設けております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し保存しております。文書管理規程により、これらの文書等は、取締役および監査役に対し常時閲覧可能としております。

(3)損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスク管理については、各々「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報セキュリティ管理規程」を制定し、全社的なリスクを組織横断的に管理する内部統制推進チームを中心に全社員への意識浸透及び周知徹底等の運用を進めております。また、各部門においては、関連する規程に基づきガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、部門毎のリスク管理体制を確立しております。

経営危機発生等の有事の際には、危機管理対策本部の立ち上げによる迅速かつ的確な対応を行う体制を整備している他、平時は、監査役及び内部監査室が各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会および監査役会に報告しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定を行い、取締役・執行役員を構成員とする経営会議及び取締役会において、ITを活用した月次業績のレビューと改善策の実施を行い、社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確立しております。

(5)当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けて、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築するために、関連会社連絡会議を開催しております。

当社取締役、部門長およびグループ各社の社長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することを認識し、グループ各社全体の業務適正化のために積極的に取り組んでおります。

当社の監査役及び内部監査室は、定期または不定期に当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果は取締役会及び関連会社連絡会議に報告しております。

(6)監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

(7)取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項及び不正行為や定款違反事項、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、その他コンプライアンス上重要な事項を報告しております。その報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

(8)その他監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会は、取締役および重要な各使用人への個別ヒヤリングの機会をもつとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間

で定期的に意見交換会を開催しております。

#### (9)反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力を排除することが、企業の社会的責任であることを認識し、全従業員が守らなければならない指針として「ゼビオ行動規範」を定め、その中で反社会的勢力との関係断絶を項目として掲げ取組んでおり、その整備状況は次のとおりです。

- ・当社は、反社会的勢力の排除に向けて、「危機管理マニュアル」で具体的対応策を規定するとともに、全店長会議等、研修の機会を通じ不当要求への対応教育を実施しております。
- ・反社会的勢力への対応に関する連携機関として、警察、暴力追放センター、弁護士等との協力の基、不当要求に関する情報収集を行っております。
- ・不当要求防止責任者講習会への参加を推奨し、本社、営業店舗、エリア単位での反社会的勢力の排除に向けた組織体制を構築しております。

#### (10)適正な財務報告を確保するための体制

「金融商品取引法」および平成19年2月15日に金融庁より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」の趣旨に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用を適切に行うこととします。

連結財務報告書を迅速に作成するため、評価対象とすべき財務報告の範囲については、企業集団各社の財務報告リスク調査および特別リスク調査を基準に、また重要拠点については連結売上高を基準に決定しており、その具体的範囲は財務諸表の勘定科目、当社およびグループ各社、主要な業務プロセスとなっております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

当社は、現在のところ、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の株券等に関し、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損するような濫用的な買付等が行われる場合は、株主・投資家の皆様から経営を負託された者の責務として、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から最も適切と考えられる措置を取ることを検討いたします。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【 参考資料：模式図 】

